

公益社団法人 日本バス協会
高速バス委員長・京成バス 取締役相談役 小田 征一
高速バス副委員長・京王電鉄バス 社長 川杉 範秋

高速道路の整備、料金制度および 維持更新のあり方について

1. 高速道路の整備について

(1) バス事業の高速道路利用

- ・高速乗合バス、空港リムジンバス（乗合）及び貸切バスは、地域間公共交通や観光振興のため国民生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしており、高速道路を利用することで旅客への利便向上が図られる。また、比較的低廉な料金による高速サービスが可能となる。
- ・バスによる旅客輸送を活用することにより、マイカーに比べ輸送効率が良く、地域環境保全・温室効果ガス削減にも大きく寄与できる。

(2) 高速道路整備の拡大と総合交通ネットワークの確立

- ・首都圏の環状道路網の整備促進、高規格幹線道路の整備計画区間の早期開通と併せ、高速道路未整備地域への延伸が必要。
- ・高速道路を基本としたバス相互間、また鉄道駅や空港などとの接続連携を図り、総合交通ネットワークを確立し、利用者利便の向上。
- ・高速道路を整備することにより、大幅な時間便益の供与が得られるため、活動範囲が拡大され利用者利便の向上が図られる。
- ・災害等による不通の影響の極小化から図られる。（ネットワークの強靱化）

※高規格幹線道路	総延長約14,000km
平成24年4月末現在	供用延長10,218km（72%）

2. 高速道路の料金制度について

(1) 高速道路のメリット（高速性）を受けるためには一定の受益者負担が原則であり、適切な料金体系の確立が必要。

- ・平成21年3月末から実施された土・休日マイカー上限1000円施策に加え22年6月末から無料化社会実験により、バス事業は「道路渋滞による運行遅延」、「遅延による燃料費、人件費など運行コストの増大」、「旅客減少」という甚大な影響。
- ・マイカー等の休日特別割引については、その実施に伴い慢性的に渋滞が生じている箇所があり、高速道路のメリットを享受するためにはこれを見直し、適切な費用負担が必要。

(2) 現行の高速乗合バスに対する軽減制度の堅持。

- ・拡充する高速乗合バス及び空港リムジンバス利用者の運賃負担軽減を図るため、同制度の堅持及び割引率の拡充。

(3) 大口・多頻度割引の継続と割引率の拡大

- ・高速乗合バス、空港リムジンバス、貸切バスの利用者に低廉な輸送サービスを提供する上で必要不可欠な制度であるため、同制度の維持及び更なる割引の拡大。

(4) 高速道路料金の通算制の拡充

- ・都市高速とNEXCOとの通算割引拡充。
- ・高速乗合バスや空港リムジンバスが立地条件等により、運行経路途中でICを一旦出場し、再入場する際の通算制の適用。

3. 高速道路付帯設備・サービス等の整備について

- (1) 利用者利便向上のため、高速道路上やSA、PA内に使い易いバス停の設置。
- (2) IC付近にパークアンドバスライド用駐車場の整備。(マイカーと高速乗合バスとの乗継利便の向上)
- (3) SA、PA内におけるバス駐停車スペースの確保。
- (4) 渋滞発生時におけるIC、SA、PAの出入りの際、優先的な通行対策の確立。
- (5) 大型バスが利用可能なスマートICの拡充。

4. 安全対策の向上及び安定輸送の確保について

- (1) 既存施設の維持・更新、安全管理の徹底ならびに安全性を周知する十分な広報(P R)。
- (2) 雪、事故など道路の状況を速やかに伝達できる手法の整備と、不通区間の回復対策の迅速な実施。

バス事業の現況

参考資料 1

乗合バス

● 事業者数

1,453事業者(うち、公営 36)

※平成18年10月に施行された改正道路運送法に伴い、乗合バスとみなされた事業者は含まない。

● 従業員数

97,363人

● 車両数

58,793両

● 輸送人員

41億7,772万人(うち、高速バス輸送人員 1億992万人)

	事業者数	車両数
バス協会加盟数	703事業者	57,499両
協会加盟率	48.38%	97.52%

貸切バス

● 事業者数

4,372事業者(うち、公営 29)

● 従業員数

73,098人

● 車両数

46,676両

● 輸送人員

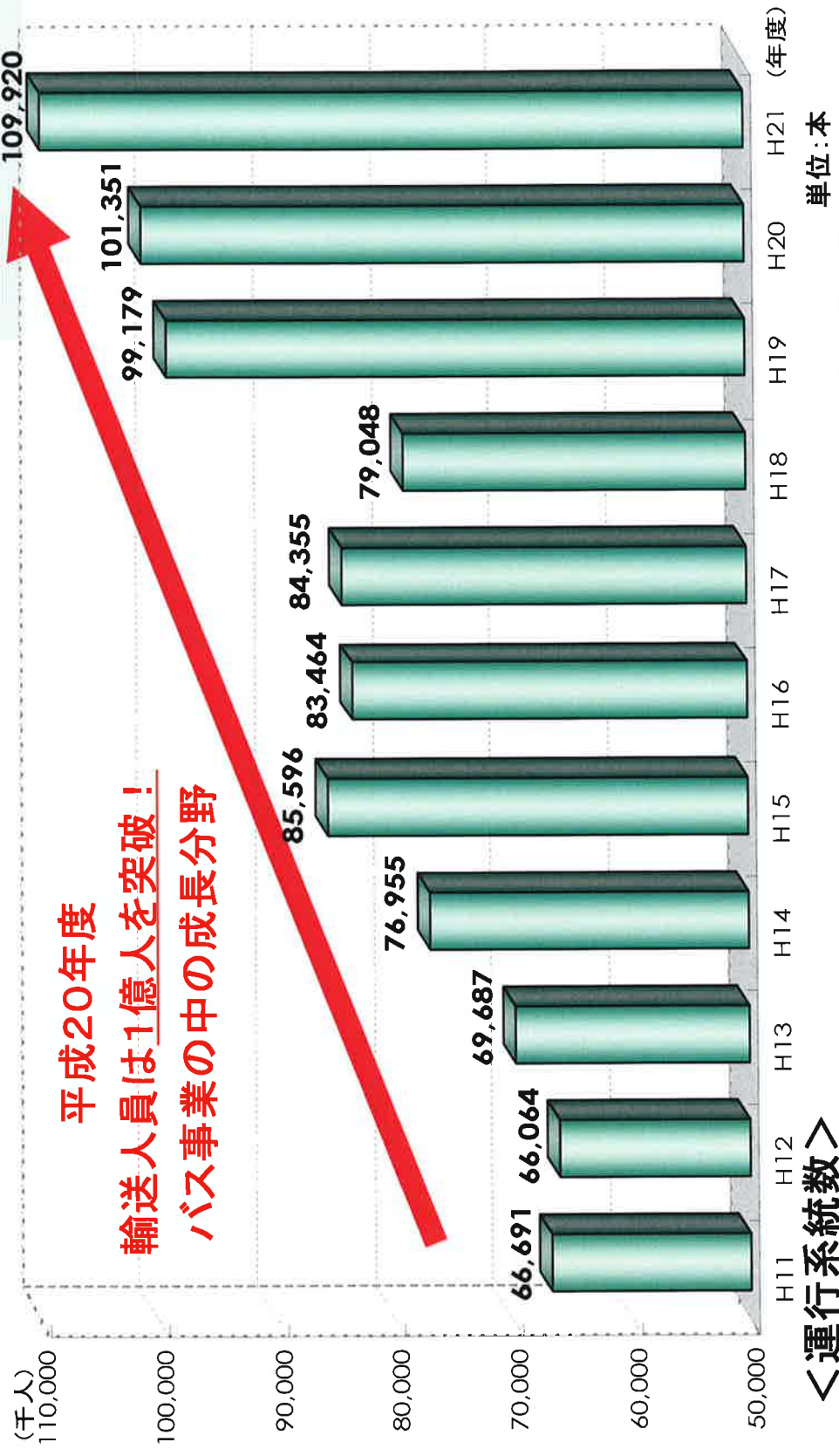
2億9,858万人

	事業者数	車両数
バス協会加盟数	2,144事業者	31,750両
協会加盟率	49.04%	68.02%

-平成22年3月末現在-

高速路線バスの輸送人員

参考資料 2



<運行系統数>

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
運行系統数	1,589	1,532	1,617	1,638	1,530	1,592	1,730	2,010	3,077	3,451	4,049

国土交通省資料より

高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供用キロ
				全乗合 百万人	高速バス 千人	
	社	本	回			km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	—	—	—	4,178	105,820	—

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績のうち輸送人員(年間)及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。(平成19年の数値については、一部補正した。)
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。

東日本大震災後8週間の高速バスの輸送実績

参考資料4

首都圏と東北地方を結ぶ高速路線バスの輸送実績

方面別	路線数	(単位:人)								約8週間 合計	
		1週目 3/12~ 3/18	2週目 3/19~ 3/25	3週目 3/26~ 4/1	4週目 4/2~ 4/8	5週目 4/9~ 4/15	6週目 4/16~ 4/22	7週目 4/23~ 4/29	8週目 4/30~ 5/6		
仙台便	8路線	1,705	9,918	12,845	12,580	10,896	7,661	6,813	7,533	1,971	71,922
盛岡便	4路線	231	6,520	8,788	6,260	5,760	4,876	5,242	6,045	1,018	44,740
福島便	3路線	763	10,218	11,630	9,994	6,634	4,137	4,733	7,823	1,630	57,562
その他	16路線	2,478	9,671	14,263	14,263	12,334	11,818	17,257	26,376	5,224	117,502
計	31路線	5,177	36,327	51,344	43,097	35,624	28,492	34,045	47,777	9,843	291,726

参考

○震災前の輸送力

路線数:30路線
輸送力:1,980人

○国土交通省の特例措置

国土交通省自動車交通局の3月16日通達により「自社にかかわらず、他社(貸切バス事業者を含む)への増便依頼も可能」とし、最大限の輸送力確保するようバス事業者に通知あり。

